

カンクン閣僚会議文書案(9月13日改訂版)の
非農産品市場アクセスに関する付属書の概要
(下線部分が改訂箇所)

平成15年9月14日
農林水産省

1. 議長モダリティ要素案の位置付け

議長モダリティ要素案(改訂版)は交渉グループの今後の作業の参考。

2. 関税削減方式(フォーミュラ)

個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続。

- ・削減対象品目は、事前に例外を設けない、包括的なものであるべき。
- ・関税削減は譲許税率からの引下げとする。ただし、非譲許品目については、実行税率の[2]倍の値からの引下げとする。
- ・ウルグアイ・ラウンド以降にWTOの最恵国待遇の水準で関税が譲許されたことを条件に、途上国の自主的自由化に対し、一定の配慮を配慮を与える。
- ・従量税については、別途決定される方法で、従価税に換算し、従価税で譲許する。
- ・譲許率が[35]%未満の国には、例外として、関税削減方式による引下げを求めず、[100]%譲許を求める。譲許する際には、平均関税率が途上国の譲許品目の平均関税率以下となるよう求める。

3. 分野別関税撤廃・調和

分野別関税撤廃・調和はドーハ閣僚宣言の目的を達成するためのもう一つの鍵となる要素であると認識。特に途上国の輸出関心品目を考慮し、すべての加盟国による参加が重要と認識。製品の範囲、参加及び途上国についての柔軟性を定義することを視野に入れて議論を継続。

4. 途上国配慮

途上国に対して、より長い実施期間の適用を認める。各国の品目数及び輸入額の[10]%の範囲内で、関税削減方式による引下げ幅の半分以上引き下げるか、または、例外として、各国の品目数、輸入額の[5]%の範囲内で、非譲許維持又は関税削減方式の不適用を認める。ただし、関税分類の一つの類(HS 2桁)全体を除外してはならない。

5．後発開発途上国(LDC)配慮

後発開発途上国は、関税削減方式の適用、分野別関税撤廃・調和への参加は求められないが、譲許率の実質的な向上が求められる。後発開発途上国の多角的貿易体制への統合の観点から、[・・]年までに先進国及び一部途上国が後発開発途上国産品に対する無税無枠措置を自発的に付与することを呼び掛け。

6．新規加盟国配慮

新規加盟国が関税削減に関する特別の規定を必要としていることを認識し、その作成を指示。

7．補完的モダリティ

分野別関税相互撤廃、分野別関税相互調和(ハーモナイゼーション)、国別品目別交渉方式(リクエストオファー)等の補完的モダリティの可能性を検討。先進国及びその他の希望する国は低関税の撤廃についても検討。

8．非関税障壁

非関税障壁が交渉の不可欠かつ重要な部分であることを認識。すべての加盟国が2003年10月31日までに非関税障壁の通報を行うことを促す。非関税障壁に関するモダリティは、国別品目別方式、分野横断方式、分野別方式等を含む。非関税障壁についても、途上国に対する特別かつ異なる待遇を十分に考慮。

9．研究、能力開発

適切な研究、能力開発がモダリティの不可欠な部分であることに合意。交渉への参加を向上させるための課題の特定作業を継続。

10．特惠の侵食、関税収入への高依存

特惠に依存している国や関税収入への依存が高い国が、交渉の結果として直面する問題について、交渉の中で考慮する。

11．環境物品

貿易と環境委員会特別会合と協力して環境物品の問題を検討。